

山梨県再生可能エネルギー等導入推進基金事業評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 山梨県再生可能エネルギー等導入推進基金事業(以下「基金事業」という。)の実施にあたり、その効率性・透明性を適切に評価するため、専門的な見地から助言・提言を得ることを目的として、「山梨県再生可能エネルギー等導入推進基金事業評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 評価委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 基金事業の計画に関する評価
- (2) 基金事業の実績に関する評価
- (3) 前2号に掲げるもののほか、基金事業の実施にあたって必要な事項

(組織)

第3条 評価委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員の任期は、就任の日から平成28年3月31日までとする。

(会長)

第4条 評価委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を統括する。

(会議)

第5条 評価委員会の会議は知事が招集する。

2 評価委員会の会議は、原則公開とする。ただし、必要に応じて、その一部又は全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 評価委員会の庶務は、山梨県エネルギー局エネルギー政策課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成25年11月26日から施行する。

(別 表)

氏 名	所 属 ・ 職 名
大 山 勲	国立大学法人山梨大学大学院医学工学総合研究部 教授
島 崎 洋 一	国立大学法人山梨大学生命環境学部 准教授
中 田 裕 久	公益財団法人山梨総合研究所 調査研究部長